

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の
特殊勤務手当に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

日額で支給される特殊勤務手当に関する減額措置を廃止する。

2 改正の内容

日額で支給される特殊勤務手当は必ずしも7時間45分業務に従事することを要件としていないことから、短時間勤務職員に係る勤務時間による減額及び修学部分休業・高齢者部分休業をしている職員に係る減額措置を廃止する。

3 改正する規則

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程
(第9条、第10条)

4 施行期日等

平成31年4月1日

参考

特殊勤務手当（例）

- 放射線同位元素を使用する業務
- 多数の結核患者に接して行う業務

職員の特殊勤務手当に関する規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第8条 (略) (短時間勤務職員の特殊勤務手当の額) 第9条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第3条第1項第2号に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特殊勤務手当にあつては<u>当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特殊勤務手当にあつては常勤の職員に支給する額にその者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(修学部分休業及び高齢者部分休業取得中の特殊勤務手当の額) 第10条 職員が地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員<small>の</small>修学部分休業に関する規程第3条第1項の規定による修学部分休業の承認及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員<small>の高齢者部分休業に関する規程第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、日額の特殊勤務手当にあつては当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間にかかわらず、特殊勤務手当の日額とし、月額の特殊勤務手当にあつては特殊勤務手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たり勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額を減額して、特殊勤務手当を支給する。</small></p> <p>第11条～第14条 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第9条 (略) (短時間勤務職員の特殊勤務手当の額) 第9条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第3条第1項第2号に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当の額は、日額の特殊勤務手当にあつては常勤の職員に支給する額に当該業務に従事した日に割り振られた勤務時間(7時間45分を超えるときは7時間45分。週休日に業務に従事する場合にあつては理事長の定める時間)を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、月額の特殊勤務手当にあつては常勤の職員に支給する額にその者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第44条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(修学部分休業及び高齢者部分休業取得中の特殊勤務手当の額) 第10条 職員が地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員<small>の</small>修学部分休業に関する規程第3条第1項の規定による修学部分休業の承認及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員<small>の高齢者部分休業に関する規程第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、日額の特殊勤務手当にあつては特殊勤務手当の日額を7.75で除して得た額を、月額の特殊勤務手当にあつては特殊勤務手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たり勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して、特殊勤務手当を支給する。</small></p> <p>第11条～第14条 (略)</p>